

7 ポスター掲示場設置数に関する調

選 挙 区	市町村名	計
名 護 市 区	名 護 市	137
う る ま 市 区	う る ま 市	204
沖 縄 市 区	沖 縄 市	162
宜 野 湾 市 区	宜 野 湾 市	119
浦 添 市 区	浦 添 市	120
那 覇 市 ・ 南 部 離 島 区	那 覇 市	371
	渡 嘉 敷 村	10
	座 間 味 村	8
	粟 国 村	7
	渡 名 喜 村	6
	南 大 東 村	9
	北 大 東 村	8
	久 米 島 町	33
	小 計	452
豊 見 城 市 区	豊 見 城 市	65
島 尻 ・ 南 城 市 区	南 城 市	38
	与 那 原 町	10
	南 風 原 町	27
	八 重 瀬 町	28
	小 計	103
糸 満 市 区	糸 満 市	94
宮 古 島 市 区	宮 古 島 市	158
	多 良 間 村	8
	小 計	166
石 垣 市 区	石 垣 市	146
	竹 富 町	63
	与 那 国 町	21
	小 計	230
国 頭 郡 区 計	国 頭 村	66
	大 宜 味 村	18
	東 村	24
	今 帰 仁 村	40
	本 部 町	54
	恩 納 村	36
	宜 野 座 村	25
	金 武 町	30
	伊 江 村	9
	伊 平 屋 村	13
	伊 是 名 村	9
小 計	324	
中 頭 郡 区 計	読 谷 村	24
	嘉 手 納 町	41
	北 谷 町	23
	北 中 城 村	27
	中 城 村	34
	西 原 町	49
	小 計	198
計	市 区 計	1,852
	郡 区 計	522
	県 計	2,374

8 政党、その他政治団体の政治活動に関する調

政治団体名	確認書を交付した政治団体			ポスター—証紙 交付枚数	届出のビ ラの種類	届出機 関 誌		政談演説会 開催回数
	代表者氏名	団体の事務所の所在地	所属候 補者数			新 聞 紙	雑 誌	
自由民主党	中川 京貴	那覇市久茂地3丁目11番13号	19					
社会民主党	照屋 大河	那覇市泉崎2丁目105-18 官公労共済会館4階	5			2		
日本共産党	赤嶺 政賢	那覇市泊2丁目4番7号	7	650	2	1		

9 啓 発

(1) 臨時啓発事業実施要領

1 趣旨

沖縄県議会議員一般選挙（以下「本選挙」という。）が明るく行われ、有権者が進んで投票に参加するよう広く有権者の政治意識の高揚に努めるとともに、投票期日等選挙に関し必要な事項の周知徹底を図ると同時に、きれいな選挙の実現を図る。

2 重点目標

(1) 投票率の向上

本選挙の選挙期日や期日前投票、不在者投票等の制度活用について広く県民への周知啓発活動を実施し、県民の選挙への関心を高め、投票率の向上を図る。

(2) きれいな選挙の推進

有権者が義理や情実にとらわれることなく、自由な意思に基づいて投票を行うよう呼びかけるとともに、候補者及び運動員においては、選挙のルールを守り、違反ポスターや買収・供応等のないきれいな選挙を推進するよう呼びかけ、その推進を図る。

(3) 若者の政治参加意識の高揚

若年層の投票率の低下傾向が懸念されることを踏まえ、若者に対する周知啓発活動を重点的に実施することにより、若者の政治参加意識の高揚を図る。

3 事業の進め方

(1) 県選挙管理委員会は、県明るい選挙推進協議会及び関係各団体と密接な連携をとり、この事業を全県的に展開するものとする。

(2) 市町村選挙管理委員会は、市町村明るい選挙推進協議会、関係各行政機関、地域自治会などの関係団体と密接な連携のもとに、この事業の推進を図るものとする。

(3) 新聞、テレビ等の報道機関と協力体制を確立し、選挙啓発については積極的に情報資料の提供を行い、県民の関心を高めるものとする。

4 事業の種類

(1) 県が行う事業

ア ポスター、リーフレット、懸垂幕等の掲示・配付による啓発

イ 新聞、県広報誌、テレビ、ラジオの広告及びバス、モノレールにおける広告による啓発

ウ インターネットによる啓発

エ 広報車による啓発

オ 街頭啓発による啓発

カ その他

(2) 市町村が行う啓発

ア ポスター、懸垂幕等の掲示による啓発

イ 広報車による啓発

ウ 有線放送設備の活用による啓発

エ 市町村が発行する広報誌の活用による啓発

オ その他

5 実施上の注意事項

この要領に基づき4の事業を実施する際には、選挙や政治に対する啓発事業としての品位を保ちつつ、かつ、事業の効果の面にも十分考慮し、公正中立を期するものとする。

(2)臨時啓発事業実施計画

令和2年5月～6月執行予定

○県が実施 ◎市町村が実施 ●事業委託にて実施

(実施期間：令和2年4月～選挙期日まで)

事業項目	事業の概要	実施期日等
<p>1 新聞等による啓発</p> <p>(1)新聞記事</p> <p>(2)新聞等広告</p>	<p>○ 投票日当日に委員長談話を掲載する。 (投票日前日委員長談話発表)</p> <p>○ 新聞紙面のテレビ欄等、新聞「県民サロン」、広報誌「美ら島沖縄」及びその他情報誌に広告を掲載する。</p>	<p>○投票日当日の朝刊 沖縄タイムス、琉球新報</p> <p>○●投票日までの間 沖縄タイムス、琉球新報など 地元紙等</p>
<p>2 放送等による啓発</p> <p>(1)テレビスポット放送</p> <p>(2)ラジオスポット放送</p> <p>(3)県広報の活用 (テレビ・ラジオ)</p> <p>(4)店内放送</p> <p>(5)有線放送</p> <p>(6)街頭ビジョン</p>	<p>○ テレビスポット放送により、広告放送を行う。 (委託業者において任意の提案があった場合)</p> <p>○ ラジオスポット放送により、広告放送を行う。</p> <p>○ テレビ「うまんちゅ広場」、ラジオ「ラジオ県民室」を利用した各種広報を行う。</p> <p>○ 主要デパート及び大型スーパーの店内放送による広告放送を行う(委託業者において任意の提案があった場合)。</p> <p>○ 市町村等における有線放送による各種広報を行う。</p> <p>○ 街頭ビジョンによる広告放送を行う。</p>	<p>●期間中随時</p> <p>●期間中随時</p> <p>○期間中随時</p> <p>●期間中随時</p> <p>◎期間中随時</p> <p>●期間中随時</p>
<p>3 インターネットによる啓発</p> <p>(1)県選管HPを活用した広報</p> <p>(2)民間インターネットサイトを 活用した広報</p>	<p>○ 県選管HPに選挙に関する情報を掲載し、各種広報を実施する。</p> <p>○ 動画サイトや、SNS等を利用した広告を行う。</p>	<p>○期間中随時</p> <p>○●期間中随時</p>
<p>4 広報車による啓発</p> <p>(1)県広報車</p> <p>(2)市町村広報車</p>	<p>○ 宮古、八重山圏域において、公用車を使用して管轄地域内を巡回しながら、広告放送を行う。</p> <p>○ 市町村の広報車により、市町村内を巡回しながら、広告放送を行う。</p>	<p>○期間中随時</p> <p>◎期間中随時</p>
<p>5 懸垂幕等による啓発</p> <p>(1)懸垂幕・横断幕</p> <p>(2)屋外大型広告塔による啓発</p>	<p>○ 県庁、役所、市街地の通り等で懸垂幕や横断幕を設置する。</p> <p>○ 屋外大型広告塔において広告を行う。 (委託業者において任意の提案があった場合)</p>	<p>○◎期間中 北部・中部・宮古・八重山の各合同庁舎:懸垂幕 市町村、市街地:懸垂幕・横断幕</p> <p>●期間中(任意)</p>

事業項目	事業の概要	実施期日等
6 ポスター、リーフレット等による啓発 (1)ポスター (2)リーフレット (又はチラシ)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポスターを作成し、選挙に関する周知啓発を図る。 配布先：各市町村、国及び県関係機関、大学・専門学校・高等学校等、不在者投票指定施設(病院、老人ホーム等)、金融機関、商業施設(県内スーパー、コンビニ等)、県営住宅等 ○ リーフレット等を作成し、街頭啓発等で配布する。 ○ リーフレット等を作成し、新有権者(高等学校3年生等)あて、所属学校を通して配付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○◎●期間中 ○◎●期間中随時 ○●期間中
7 公共交通機関での広告	<ul style="list-style-type: none"> ○ バス、モノレールの車両、駅等で広告を行い、選挙に関する周知啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●期間中
8 啓発資材による啓発 (1)啓発資材配付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 啓発資材を作成し、街頭啓発等で配付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○●期間中随時
9 その他 (1)啓発標語 (2)報道機関に対する協力依頼 (3)街頭啓発 (4)障害者への広報 (5)その他、投票率アップに資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統一した啓発標語を作成し、それぞれの事業が一貫したコンセプトで実施されることにより、相乗的な効果を生み出す。 「」 ○ 必要に応じ随時資料を提供し、協力を依頼する。 ○ 県及び市町村明るい選挙推進協議会委員、県及び市町村選挙管理委員会委員の合同で街頭啓発を実施し、広く一般有権者の投票への関心を高める。 ○ 点字版及び音声版選挙公報を発行し、視覚障害者や聴覚障害者に対する選挙啓発を行う。 ○ 効果的な啓発事業を検討し実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●委託業者 ○期間中随時 ○◎●委託業者、県明るい選挙推進協議会(協力員含む)、県選挙管理委員会、各市町村明るい選挙推進協議会及び選挙管理委員会連携 ○期間中随時 ○◎●期間中随時

(3) 委員長談話

本日は、沖縄県議会議員一般選挙の投票日です。

選挙は、私たち有権者が、投票を通して政治に参加し、その意思を直接反映させることのできる、最も重要な機会です。

県議会では、県民の生活に密接した問題を取り扱うので、私たち有権者の投票結果が今後の県政に影響を与えらると言っても過言ではありません。

また、今回は、選挙権年齢が18歳に引き下げられてから初の県議会議員一般選挙です。若い皆様方の投票が自らの明るい未来をつくり、よりよい沖縄をつくることにつながります。

有権者の皆様には、自らが主権者であるとの自覚と誇りをもって、積極的に投票へ行かれますようお願いいたします。

なお、投票所における新型コロナウイルス感染症対策には万全を期しておりますが、有権者の皆様におかれましても、マスクの着用等、投票所における感染症対策へ御協力いただくとともに、帰宅後は手洗い、うがいを行い、お体を大切にされるようお願いいたします。

令和2年6月7日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚幸

ちばりよー!ウチナー!
明るい未来へ、さあ投票!



令和2年 **6月7日** 投票日



有権者の皆様につきましては、投票所における
マスク着用、咳エチケットの徹底をお願いいたします。

沖縄県議会議員一般選挙

投票時間 午前7時▶午後8時

※ただし、竹富町の投票日は6月6日(土)です。
※一部の投票所では、投票時間に変更がありますので、ご注意ください。

告示日	期日前投票期間(5/30~6/6)							投票日	
5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7

ルールを守って
きれいな選挙

- 違法ポスターやのぼり等
- 買収・供応接待
- 戸別訪問

選挙運動のためのポスターなどを道路や電柱に貼りつけるのは
違法です!

※投票の際は投票所入場券を忘れずにお持ちください。

お問い合わせ先: 沖縄県選挙管理委員会または各市町村選挙管理委員会

沖縄県選挙管理委員会 検索



沖縄県選挙管理委員会・市町村選挙管理委員会

各種投票制度について

「宣誓書」を提出するだけで、投票ができます。

期日前投票制度

期日 告示日の翌日(5月30日)から
投票日の前日(6月6日)まで

※ただし、竹富町の投票日は6月6日(土)です。
※一部の市町村では、投票時間に変更がありますので、ご注意ください。

時間 午前8時30分から 午後8時まで **場所** 各市町村の期日前投票所

選挙当日、仕事やレジャー、冠婚葬祭等の用務で、投票所に行けない方は、前もって投票することができます。


不在者投票
名簿登録地以外の市町村に滞在していたり、病院などに入院している方は、名簿登録地以外(滞在地の選挙管理委員会、指定病院・施設等)で投票することができます。この場合、名簿登録地の市町村に対し、投票用紙の請求等の手続きが必要となりますので、早めに手続きをしてください。

代理投票
心身の故障などで字の書けない人は、係員に申し出て代理投票をすることができます。

郵便等投票
身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方で、法令で定める重度の障害のある方または介護保険の被保険者で、要介護5の認定を受けている方は、郵便等により自宅で不在者投票ができます。なお、この投票をするには、郵便等投票証明書が必要ですが、また、投票用紙等の請求期限は、投票日の4日前までですので早めに手続きをしてください。

投票所入場券は忘れずに!

万一、入場券を紛失した場合でも、投票所の係員に運転免許証等により本人であることを確認してもらえば、投票することができます。



投票は18歳から

政治・社会が18歳、19歳の「若者のちから」を必要としています!ひとりでも多くの方が投票に参加し、若者の声を政治につなげていきましょう!

県内で住所を移した方へ

県内の他の市町村に住所を移した方で、移転前の市町村で投票する場合は、引き続き県内に住所があることを証明するため、投票所に居住証明書(※)を持参するか、投票所で居住確認の申請をしてください。
(※)居住証明書はいずれの市町村で取得できます。

ルールを守って きれいな選挙

- 違法ポスターやのぼり等
- 買収・供応接待
- 戸別訪問

**選挙運動のためのポスターなどを
道路や電柱に貼りつけるのは
違法です!**

選挙に関することなら

沖縄県選挙管理委員会 検索

お問い合わせ先
沖縄県選挙管理委員会または各市町村選挙管理委員会



ちばりよー!
ウチナー!
明るい未来へ、
さあ投票!

令和2年 **6月7日** 投票日

投票は18歳から

投票日

沖縄県議会議員一般選挙



まずは知っておきたい、 選挙の「3つのこと」

1 選挙運動のこと

選挙運動は、選挙運動期間内(立候補の届出の日から、投票日の前日まで)に限り、満18歳以上の者であれば、誰でも行うことができます。ただし、選挙運動については、公職選挙法等においてさまざまな制限に関する規定が定められています

きれいな選挙はみんなの願い!
ルールを守ってきれいな選挙!

このような行為は禁止されています!

事前運動、違法なポスター、横断幕、のぼり等、買収・供応接待、戸別訪問、気勢を張る行為、等々

2 インターネット選挙運動のこと

SNSやブログなどの様々なインターネットツールを利用した選挙運動ができます。

自分で選挙運動メッセージを
掲示板・ブログなどに書き込む

選挙運動メッセージをSNSなどで広める
(リツイート、シェアなど)

選挙運動の様子を
動画サイトに投稿する

インターネット選挙運動でやってはいけないこと

- 有権者が、電子メールを利用して選挙運動をすること
- 18歳未満の方が、選挙運動をすること
- 選挙運動用のホームページや電子メールを印刷、頒布すること
- 告示日前に選挙運動をすること
- 候補者に関する噂の情報を公開すること
- 氏名を偽ってネットを利用すること
- 悪質な誹謗・中傷をすること
- 候補者等のウェブサイトを変更すること

3 進学や就職で引っ越ししたら?引っ越し先でやっておくこと

選挙で投票するためには、選挙権を有するだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、進学や就職で、実家を離れる場合には、引っ越し先の自治体への住民票の届出が必要です。

※都府県間で住民を移動してから、3ヶ月に達しない方は、届出先の市町村の選挙人名簿に登録されていることを確認し、届出先の市町村で投票することになります。



はじめて投票される方へ 投票は18歳から


※平成14年6月8日以前に生まれた方が対象です。

投票所入場券が届いたら
投票日に投票所に行くだけ!

投票所入場券の
様式は市町村に
よって異なります。

①投票所入場券の受け取り
②名簿別冊帳
③投票用紙交付係
④投票用紙の受け取り
⑤受付
⑥投票箱
⑦投票箱の投入
⑧投票箱の封入
⑨投票箱の封入
⑩投票箱の封入


有権者の皆様につきましては、
投票所におけるマスク着用、
咳エチケットの徹底を
お願いいたします。





ラジオCM


5/30～6/7までONAIR
「期日前投票」20秒CM

6/7のみONAIR
「投票日当日」20秒CM


 **6月7日は、**
沖縄県議会議員選挙です!


 **ちばりよー! ウチナー!**
明るい未来へ、さあ投票!
未来のために、みんなの想いを届けよう!


 **選挙運動のための**
ポスターなどを
道路や電柱に貼り付けるのは違法です!
ルールを守ってきれいな選挙!


 **期日前投票**
始まっています!

穏やかな BGM
若い男性 (会社員)
若いお母さん
若い男性 (会社員)
若いお母さん

 **6月7日は、**
沖縄県議会議員選挙です!

 **ちばりよー! ウチナー!**
明るい未来へ、さあ投票!
未来のために、みんなの想いを届けよう!

 **選挙運動のための**
ポスターなどを
道路や電柱に貼り付けるのは違法です!
ルールを守ってきれいな選挙!

 **本日投票日!**
忘れずに!

穏やかな BGM
若い男性 (会社員)
若いお母さん
若い男性 (会社員)
若いお母さん

ラジオ パブリシティ

- エフエム沖縄・・・6/4(木)ラジオカー【ハッピーアイランド】
- ラジオ沖縄・・・6/2(火)ラジオカー【BALLOON】
- RBCIラジオ・・・6/2(火)ラジオカー【あまくま訪問】
- エフエムいしがき・・・無投票の為、無し
- エフエムみやこ・・・6/1～6/5 番組内原稿読上げ 15回

CMコンテ (15秒)



NA:お母さん
この子の為に!

穏やかな
BGM
♪



NA:お母さん
さあ投票!



NA:オーバー
ちばりよー!



NA:みんなで
ウチナー!



走る人:
おばーちゃん
高校生
会社員
若者
お母さん & 子供
看護師
魚屋



NA:女性
明るい未来へ、
さあ投票!



NA:女性
A 5月30日~6月6日は、
沖縄県議会議員
一般選挙の
期日前投票期間です。



NA:女性
ルールを守って
きれいな選挙

B 6月7日は、
沖縄県議会議員
一般選挙の投票日です。